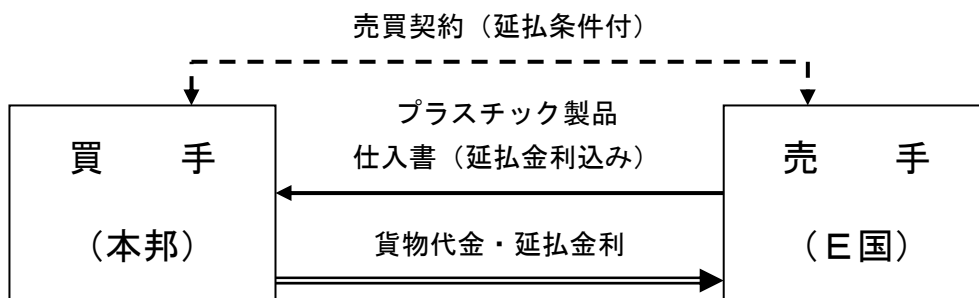


4. 売手に支払う延払金利



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から延払条件付取引（注）によりプラスチック製品を購入（輸入）します。

当社と売手は、売買契約において、当社が輸入貨物の船積日の翌日から起算して3か月後に貨物代金の決済を行うことを取り決めています。

売手から当社宛てに送付された輸入貨物の仕入書には、貨物代金と3か月分の延払金利の額が記載されており、当社はそれらの額を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う延払金利の額は、現実支払価格に含まれますか。

なお、当社は、輸入貨物が延払金利の額を含まない価格で現実に販売されていることや、延払金利の利率が現在のE国における一般的な水準を超えていないことを証明する資料を提出することができます。

（注）輸入貨物又はその船積書類の受領後に代金を支払う条件が付された取引

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う延払金利の額は、その額を明らかにすることができると認められますので、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における「延払金利」については、その額が明らかであるときは、現実支払価格に含まれません。

なお、延払金利の額が「明らかであるとき」とは、次のすべての要件を満たす場合をいいます。

- ・ 延払金利の額が現実支払価格と区別されていること
- ・ 延払金利に関する取決めが書面で行われていること
- ・ 税関が要請する場合、延払金利を含まない価格で貨物が現実に販売されていること、

並びに延払金利の利率が金融を与えられた国及び時点における一般的な水準を超えていないことを証明する資料を提示することができること

上記の取引において、延払金利の額が仕入書に貨物代金と別に記載され、延払金利に関する取決めが売買契約で行われており、また、延払金利を含まない価格で貨物が現実に販売されていることや、延払金利の利率が現在のE国における一般的な水準を超えていないことを証明する資料を提出することができることから、この取引は延払金利の額が明らかものとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4第4号

関税定率法基本通達4-2(1)、4-4(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)